



事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)又は次に掲げるいずれかの措置(以下「事業承継等」という。)により他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一 吸收合併(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百四十九条第一項に規定する吸收合併存続会社及び同項第一号に規定する吸收合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該吸收合併存続会社となり、当該吸收合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併(会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸收分割(会社法第七百五十七条に規定する吸收分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項に規定する吸收分割会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該吸收分割承継会社となり、当該吸收分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四 新設分割(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六 株式移転(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取扱されること。

六の二 株式交付(会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び株式交付子会社が特定事業者等である場合に限る。)により当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

七 事業又は資産の譲受け(特定事業者等が他の特定事業者等から譲り受ける場合に限る。)による当該取得によつて当該他の特定事業者等が当該特定事業者等との関係省令で定める関係を有するものをいう。)と配していると認められているものとして主務官が、自然災害又は通信その他他の事業活動における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

九 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

11 この法律において「承継等特定事業者等」とは、特定事業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項、第十七条第四項第一号、第十八条第三項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。)を行う場合における当該特定事業者等をいう。

12 この法律において「被承継等特定事業者等」とは、承継等特定事業者等が他の特定事業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の特定事業者等をいう。

13 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいふ。)による事業の譲受けに係るものに限る。第二十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。)が行う特定事業者等に対する投資事業(主として経営力向上(事業承継等を行うものに限る。)を図る特定事業者等に対するものであることその他の経営産業省令で定める要件に該当するものに限る。)であつて、当該特定事業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経営産業省令で定めるものを得させること。

14 この法律において「先端設備等」とは、從来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それ

15 この法律において「基本方針」とは、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新たに設立された企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項

(1) 新規中小企業の事業活動の促進に関する事項

(2) 新規中小企業の事業活動の促進に関する事項

(3) 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項

(4) 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項

(5) 社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項

(6) 事業再編投資の実施方法に関する事項

(7) 事業再編投資の促進に当たつて配慮すべき事項

ハ 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新等支援業務(第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

口 経営力向上の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たつて配慮すべき事項

四 経営力向上に関する事項

(1) 経営力向上の内容に関する事項

(2) 経営力向上の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たつて配慮すべき事項

五 経営革新の実施方法に関する事項

(1) 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

六 経営革新の実施方法に関する事項

(1) 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

(2) 経営革新の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

(4) 経営革新の実施方法に関する事項

(5) 経営革新の実施方法に関する事項

(6) 事業分野別経営力向上推進業務(第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(7) 情報処理支援業務(第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

二 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する事項

(1) 経営革新の内容に関する事項

(2) 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する事項

(3) 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する事項

(4) 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する事項

(5) 中小企業等の経営革新及び経営力向上に関する事項

(6) 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たつて配慮すべき事項

(7) 情報処理支援業務(第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(8) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項	三 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項
(9) 情報処理支援業務の実施に当たって配慮すべき事項	イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項
ロ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項	ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項	四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(3) 事業活動を継続するための資金の調達手段
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(4) 親事業者（下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。）、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	ロ 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する次に掲げる事項
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(1) 連携事業継続力強化における連携の態様
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力
ハ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮する事項	(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

3	ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項
4	更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することとも、中小企業政策審議会及び産業構造審議会の意見を聽かなければならぬ。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
4	主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4	第二章 新たに設立された企業の事業活動の促進
4	第一節 新規中小企業の事業活動の促進
4	(中小企業投資育成株式会社法の特例)
第五条	中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
二	一 新規中小企業者が資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
二	二 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定
二	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定）
二	（社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。
二	三 社外高度人材活用新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二	一 社外高度人材活用新事業分野開拓の目標
二	二 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び実施時期
三	三 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様
四	四 当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容
五	五 社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
六	第六条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条において「特定新規中小企業者」といふ。）に対して、その投資による資金調達の円

2	滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行ふものとする。（課税の特例）
3	三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。
3	四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3	第五条 特定新規中小企業者により発行される株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。
3	第六条 削除
3	（中小企業投資育成株式会社法の特例）
3	第五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。
二	一 新規中小企業者が資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
二	二 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更）
二	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更）
二	（社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。
二	三 前項第一項から第三項までに掲げる事項が式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。
二	四 主務大臣は、前項第一項の認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）に従つて社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
二	五 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

2	（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定）
2	（社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。
2	三 前項第一項から第三項までに掲げる事項が式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。
2	四 主務大臣は、前項第一項の認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）に従つて社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
2	五 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。
3	第六条 削除
3	（中小企業投資育成株式会社法の特例）
3	第五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）又は同法第三条に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓を実施する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業（認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる事業）を保証するもの。以下同じ。）に必要な資金に係るものと認める。以下この条において同じ。）を受けた中
3	三 前項第一号から第三号までに掲げる事項が式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。
3	四 主務大臣は、前項第一項の認定に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）に従つて社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3	五 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と）」とする。

二 普通保険の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての中、中小企业信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、「百分の八十」とあるのは、「百分の八十」と）とする。

等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有  
前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成  
株式会社法の適用については、同法第五条第一  
項第一号及び第二号の事業とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う社  
外高度人材活用新事業分野開拓促進業務)

**第十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構**  
(以下「中小企業基盤整備機構」という。)は、  
社外高度人材活用新事業分野開拓を促進するた  
め、認定新規中小企業者等が認定社外高度人材  
活用新事業分野開拓事業を行うために必要とす  
る資金の借入れに係る債務の保証及び認定新規  
中小企業者等(会社に限る。)が当該資金を調達  
達するために発行する社債(社債、株式等の振  
替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)  
第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。  
第二十五条第一項において同じ。)に係る債務務の  
の保証の業務を行う。

(課税の特例)

**第十三条 認定社外高度人材活用新事業分野開拓**  
計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業  
分野開拓に従事する社外高度人材が、当該社外  
高度人材活用新事業分野開拓を行う認定新規中  
小企業者等(会社であつて資本金の額その他の

人その他の外国の団体（新たに設立されるものも含む。）であつて、特定事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして、経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

以下この章において同じ。）の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあつては、当該特定事業者が当該外国関係法人等と共に進行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、特定事業者が共同で経営革新計画を作成した場合にあつては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営革新の目標

二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標

三 経営革新の内容及び実施時期

四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

一 行政庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

前項第一号から第三号までに掲げる事項が

三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしよ  
一 基本方針に照らして適切なものであること。  
二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものあること。

うとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。  
(経営革新計画の変更等)

### 第十五条 前条第一項の承

九  
初

### 認を受けた特定事業者

は、当該承認を係る逓信

革新計画を変更しよう

三論方論に依る経学

古漢集解

とするときは、  
経済産業

本省令で定めるところに

より、その承認をした

政治の承認を受ける

二〇一〇年六月

正政元年元月

れはならぬ。

2 行政院は、前条第一項

の承認に係る経営革新

行政用語前編第一項

新編和漢韻書

### 計画（前項の規定による）

変更の承認があつたと



## **（事業再編投資計画の変更等）**

### **第一十一条** 前条第一項の認定

有限責任組合（以下「認定事業再編投資組合」という。）は、当該認定に係る事業再編投資計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けることとする。

3 2 いなければならぬ。  
経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業再編投資計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編投資計画」という。）に従つて事業再編投資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。  
前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第三節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

## **第二十二条** 承認経営革新事業（承認経営革新計画）について行われる経営革新のための事業をハ

う。以下同じ。）又は認定経営力向上事業（認

定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上

に係る事業（当該認定経営力向上計画に第十七  
条第四項第一号に掲げる事項の記載がある場合

（第2回第2章に掲げた事例の説明がこの場合にあつては、事業承継等事前調査を含む。）を

いう。以下この項、第二十五条第一項及び第六

章において同じ)を行ふ特定事業者(第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限

第三項第一号から第四号までに掲げる者に限  
り、中小企業信用保険法第二条第一項に規定す

る中小企業者に該当するものを除く。) のうち

同項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、経営革新関連保証（同法第三条第一項、

第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定

する債務の保証であつて、承認經營革新事業に

必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。又は営業力向上関連保証（同法第

いて同じ）、又は総務大臣に開通供託（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三

第一項に規定する債務の保証であつて、認定経

営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に  
特化するものとして経営産業省令で定めるもの

特に資本るものとして經濟産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同

じ。) を受けたものについては、当該特定事業

者を同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで、第

同法第三条から第三条の三まで 第  
みなしで 第  
三条の七、 第  
三条の八及び第四条から第八条ま

での規定を適用する。この場合において、同法

第三条から第三条の三まで、第三条の七及び第三条の八中「借り入れ」とあるのは、「中小企業

## 第二十三条 中小企業投資育成株式会社法の特徴

企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一定事業者が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。第二

十五条第一項を除き、以下この節において同じく記す。)を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認経営革新事業又は認定経営革新事業を行うために必要とする資金の範囲を図るところを施行する年、新規子会社

（新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により）、新株子会社の発行する株式）

り発行され、又は移転された株式を含む。) 又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。) の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業みなす。

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例)

十七号) 第十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部を同一の名前で二つ以上の易きに通じる

は一部と共同で経営革新を行ふ場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付

二 特定事業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行いう場合において、当該外国関係法人等に対する業務を行うこと。

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保  
険関係であつて、怪喰革新関車保正又は怪喰力

向上関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

---

三 特定事業者（当該特定事業者がその外国關係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行ふ場合には、当該該外国關係法人等を付ける業務を行うこと。

(中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務)

(中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務)

業務及び事業再編投資円滑化業務)

上を促進するため、特定事業者等（第二条第六項第二号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る責務の保証及び

特定事業者等（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債に係る債務の保証の業務を行う。

2 中小企業基盤整備機構は、事業再編投資を円滑化するため、認定事業再編投資組合が認定事業再編投資計画に従つて事業再編投資を実施するため必要な資金の借入れに係る債務の保証

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）  
の業務を行う。

**第二十六条** 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)  
第十六条第一項の規定により指定された食品等の流通合理化促進措置は、司法第十七条各号に掲

一 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の  
する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

適正化に関する法律第二条第一項に規定する食品等をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(次号において「食品等製造業者等」という。)が実施する承認経営革

新事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。  
二 承認経営革新事業又は認定経営力向上事業

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。  
資金のあつせんを行うこと。

第十八条前条第一号に掲げる業務及び  
規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄  
に掲げる字句とする。

第一項	第一号	中	第一項
業務	掲げる	中	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)
務	六条第一項第一号に掲げる業	小	第二十









二 三 条 の 第 三 項 及 び 第 三 項 額 の 該 借 入 金 の 額 の う ち	二 三 条 の 第 三 項 及 び 第 三 項 額 の 該 借 入 金 の 額 の う ち	二 三 条 の 第 三 項 及 び 第 三 項 額 の 該 借 入 金 の 額 の う ち
二 项 目	当 該 債 務 者	当 該 債 務 者
2 海外投資関係保証	事業継続力強化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	事業継続力強化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
3 継続力強化関連保証	ものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同一条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第六十条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円」と、同一条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とする。	ものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同一条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業等経営強化法第六十条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円」と、同一条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とする。
4 新事業開拓保険	第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第六十条第一項に規定する認定事業継続力強化に必要な資金（以下「事業継続力強化資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」と、同一条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円」とあるのは「六億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とする。	第一項中「二億円」とあるのは「三億円（事業継続力強化資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円」とする。
5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものは、その他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうちは、百分の八十二」とあるのは、「百分の八十二」とする。	普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものは、その他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうちは、百分の八十二」とあるのは、「百分の八十二」とする。	普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業継続力強化関連保証に係るものは、その他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうちは、百分の八十二」とあるのは、「百分の八十二」とする。

るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 新事業開拓保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、工ネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十一）とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、連携事業継続力強化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

6 認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものであつて、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（経済産業省令で定めるものに限る。）に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該大企業者とみを同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなす。

**第六十二条** 企業投資による事業を継続力強化法第六条とする。





対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十五条の改正規定、附則第三十一条中新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二条)第二十二条の改正規定、附則第三十二条中中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第七条、第十二条及び附則第三条の改正規定、附則第三十四条中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第一百三十一号)第二十五条及び第二十七条の改正規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法第九百二十二条の改正規定並びに附則第三十六条の規定 平成十二年四月一日

第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。(以降「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年四月一三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
規定期によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることと同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略  
三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日  
イ 及びロ 略  
ハ 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十条の二の三の改正規定(同条第八項及び第九項に係る部分を除く。)、同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の四を削る改正規定、同法第十条の五の改正規定(同条第八項及び第九項に係る部分を除く。)、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十条の五とする改正規定、同法第十条の七の改正規定(同条第四項に係る部分を除く。)、同条を同法第十条の六ととする改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十一条の二とする改正規定、同法第十一条の四(見出しを含む。)の改正規定、同法第十一条の二とする改正規定、同法第十一条の三とする改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第十四条の二の二の改正規定、同法第十四条の三の二の改正規定、同法第十二条の四第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第四十二条の五を削る改正規定、同法第四十二条の三の二の改正規定、同法第十四条の二の二の改正規定(同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分(第六十八条の十の二第二項)を「第六十八条の十第一項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十の二第三項」に改める部分を除く。)を除く。同条を同法第四十二条の五とする改正規定、同法第四十二条の三の二の改正規定、同法第十四条の二の二の改正規定(同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分(第六十八条の十の二第二項)を「第六十八条の十第一項」に、「第六十八条の十の二第三項」に改める部分を除く。)を除く。



の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののはか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する（罰則に関する経過措置）。

**第七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。（政令への委任）

**第八条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

### 附 則

（平成二十八年四月二二日法律第三

（施行期日）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成二八年六月三日法律第五八

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十七条第一項の規定によりされた認定若しくは

は旧法第十八条の規定によりされた命令又はこの法律の施行の際に旧法第十七条第三項の規定によりされている認定の申請は、それぞれこの法律による改正後の中小企業等経営強化法（以下この条において「新法」という。）第二十一条第一項の規定によりされた認定若しくは新法第二十二条の規定によりされた命令又は新法第二十一第三項の規定によりされている認定の申請とみなす。

（サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第十三条** サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部（サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成三〇年五月二三日法律第二

（施行期日）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第十七条の規定）公布の日（見直し）

**第十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成三〇年五月二三日法律第二

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第十七条の規定）公布の日（見直し）

**第十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成三〇年五月二三日法律第二

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成二八年四月二二日法律第三

（施行期日）

**第十四条** 第三条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第十三条第一項の認定（旧中

小強化法第十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等

を受けた経営力向上計画は、第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（次項及び第三項において「新中小強化法」という。）第十三項の認定を受けた経営力向上計画とみなす。

この法律の施行の際に旧中小強化法第二十条第一項の認定を受けている者の当該認定に係る施行後最初の更新については、新中小強化法第二十九条第一項に「五年ごと」とあるの

法第二十九条第一項に掲げる業務及びこれに係る施行後最初の更新については、新食品等流

通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。）を行うものとする。

この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流

通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

**第一略**  
一 附則第二十条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）同号

**第二十九条** 施行日が産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日前である場合には、附則第二十条中

「第二十二条の」とあるのは、「第二十条の」と、  
「第二十二条第一項第一号」とあるのは、「第二十二条第一項第一号」と、「第二十二条第一項各号」とあるのは、「第二十条第一項各号」と、「第二十二条第二項」とあるのは、「第二十条第二項」と、前条第一号中「第二十二条第一項」

「第二十二条第二項」とあるのは、「第二十条第二項」とあるのは、「第二十二条第一項」とする。

**第二十条** 前項の場合において、産業競争力強化法等の一部を改正する法律第三条のうち中小企業等経

営強化法第二十条第二項の表第十三条第一項の項目及び第十四条第一項の項の改正規定中「第十

三条第一項の項及び第十四条第一項の項」とあるのは、「第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項」と、同表第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項と、同表第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項、第二十三条第一項第一号の項及び第二

十三条第二号の項の改正規定中「第二十条第一項第四号の項、第二十一条第一号の項、第二十二

三条第一号の項、第二十三条第一号の項及び第二十二条第一項第一号の項の改正規定中「第

二号の項」とあるのは、「第二十三条第一項、第二十四号及び第二十五条第一項第一号の項」と、同表第二十条第一項第四号の項、第二十二

三条第一号の項、第二十三条第一号の項及び第二十二条第一項第一号の項の改正規定中「第二十

三条第二号の項の改正規定中「第二十条第一項第四号の項、第二十一条第一号の項、第二十二

三条第一号の項及び第二十三条第二号の項」とあるのは、「第三十二条第二号の項及び第三十二

三条第三号の項」とする。

**第二略**  
（罰則に関する経過措置）

**第三十一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和元年六月五日法律第二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 附則第七条の規定 公布の日**

**（罰則に関する経過措置）**

**第六条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**

**第八条** 政府は、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（令和元年一二月六日法律第六七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（令和元年一二月一一日法律第七一号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第九条中社債 株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第一項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第一項**

二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五

条の規定 公布の日

**附 則（令和二年六月一九日法律第五八号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）**

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下「改正前中小強化法」という。）第十六条第一項の異分野連携新事業分野開拓計画の認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**

**第十三条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（令和二年六月二四日法律第六三号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、

**（品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。）**

**第三条 第二条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（以下「改正後中小強化法」とい**

**う。）第二十四条第一項第一号及び第二項（同号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に改正後中小強化法第十四条第一項の承認又は**

**改正後中小強化法第十五条第一項の変更の承認**

を受けた経営革新計画に従つて行わられる改正後中小強化法第二十二条第一項に規定する承認経営革新事業について適用する。

**二 改正後中小強化法第二十四条第一項第二号及び第二項（同号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に改正後中小強化法第十七条第一項の規定又は改正後中小強化法第十八条第一項の規定の認定を受けた経営力向上計画に従つて行われる改正後中小強化法第二十二条第一項に規定する認定経営力向上事業について適用する。**

**三 附 則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定**

**二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条**

**三 第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定**

**三 附 則（令和三年六月五日又はこの法律の公布の日）**

**（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）**

**第四条** 第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第二条第十七項に規定する特定補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。

2 旧中小強化法第六十五条の規定を受けて成立している同条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証に係る保険関係とみなす。

3 旧中小強化法第六十六条第一項第一号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式の保有及び同項第二号の規定により中小企業投資育成株式会社が引き受けた株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（中

小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この項において同じ。）（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有については、それぞれ新活性化法第三十四条の十四第一項第一号及び第二号の規定により保有しているものとみなす。

4 附 則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条**

**三 第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定**

**三 附 則（令和三年六月五日又はこの法律の公布の日）**

**（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）**

**第四条** 第四条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第二条第十七項に規定する特定

補助金等は、新活性化法第二条第十六項に規定する指定補助金等とみなす。

四 第四条中中小企業等経営強化法第二十四条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三条の見出しの改正規定及び第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第五項の改正規定（同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四項の次に一項を加える改正規定）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）による改正前の中小企業等経営強化法（次条第一項及び附則第九条第一項において「旧中小強化法」という。）第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係については、第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第一百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十四条第一項の承認（旧中小強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。）を受けている旧中小強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画は、第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（以下この条及び次条において「新中小強化法」という。）第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画とみなす。

中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者（新中小強化法第二条第五項に規定する特定事業者（以下この項において「特定事業者」という。）に該当するものを除く。）については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者とみなして、新中小強化法の経営革新（中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者がした新中小強化法第十四条第一項の承認の申請であつて、特定日においてその承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認の処分については、なお從前の例による。

4 特定日において現に新中小強化法第十四条第四項の承認を受けている同項に規定する経営革新計画（第二項に規定する中小企業者に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお從前の例により特定日の翌日以後に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画についての計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資資金株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）の特例、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）及び沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例並びに報告の徴収については、なお從前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十七条第一項の認定（旧中小強化法第十八条第一項の変更の認定を含む。）を受けていた旧中小強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画は、新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

2 新中小強化法第二条第二項に規定する中小企業者等（同条第六項に規定する特定事業者等（以下この項において「特定事業者等」という。）に該当するものを除く。）については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者等とみなして、新中小強化法の経営力向上（同条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。）に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者等がした新中小強化法第十七条第一項の認定の申請であつて、特定日においてその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお從前の例によ

4 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上

向上計画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお從前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八百八十五号）の特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに報告の徴収については、なお從前の例によること。

5 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び第三項の規定によりなお從前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画に従つて行われる経営力向上については、新中小強化法第二十五条第一項の規定は、特定日の翌日以後も、なおその効力を有する。  
(罰則に関する経過措置)

**第十九条** この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八〇号）抄

**第一条** この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。  
**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相當の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。  
**第三条** この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機関に対してされている申請（届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の國の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなして、新法令の規定を適用する。（命令の効力に関する経過措置）  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

**附 則** (令和五年六月一六日法律第六一号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。